

「空家等対策の推進に関する特別処置法」について

平成27年5月26日、空家等対策の推進に関する特別処置法が施行されました。

この特別処置法では、「空家等の所有者又は管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定されているように、第一義的には空き家などの所有者などが自らの責任を有することを前提としています。さらに、市町村は、地域の実情に応じた空き家などに関する所要の措置を講ずるなど、空き家などに関する対策の実施主体として位置付けられています。

また適切な管理が行われておらず、結果として地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし、そのまま放置すれば倒壊など、著しく保安上危険となるおそれがあると認められる空き家などについては、「特定空家等」とし、必要な処置をとるよう助言または指導、勧告および命令することができます。

今回の特別措置法の施行に伴い、空家の有効活用を行うために平成27年8月から「わかやま空き家バンク」が設置されています。詳しくは和歌山県過疎対策課（☎073・441・2930）へ。

問い合わせ／吉備庁舎建設課

「空き家相談センターわかやま」の設立について

近年、地域における人口減少・少子高齢化が進み、空き家や荒れた土地、使用していない建物が増加しています。

一般社団法人ミチル空間プロジェクトでは、空き家相談センターわかやまを開設し、空き家所有者などの方の相談にのることができるよう体制を整備を進めており、空き家の管理・売買・賃貸・解体等について、相談体制を整備し、県下全域を対象として空き家に関する無料相談などを実施しています。

空き家に関してお悩みの方はご相談ください。

問い合わせ／

一般社団法人
ミチル空間プロジェクト事務所
和歌山市十二番丁9リヴァージュ
十二番ビル502
☎073・427・9070
(FAX) 073・488・7450
E-mail/michiru.space@gmail.com

案内

9月11日は警察相談の日

警察は犯罪などによる被害の未然防止に関する相談、そのほか国民の安全と平穏についての相談に応じています。警察相談にかかる専用電話は局番なしの「#9110」です。

その他相談に関する電話は次のとおりです。

- ・ 行政相談、民事相談、交通事故相談／県民生活課（☎073・441・2356）
- ・ 消費相談／和歌山県消費生活センター（☎073・433・1551）
- ・ 女性相談、DV相談／和歌山県子ども・女性障害者相談センター（☎073・445・0793）
- ・ 性暴力被害に関する相談／和歌山わかやまmine（☎073・444・0099）
- ・ 家庭教育、子育てに関する相談／和歌山県子ども・女性障害者相談センター（☎073・447・1152）

問い合わせ／湯浅警察署

☎64・0110